

ちたまるショッピング出店・販売システム利用規約

知多メディアネットワーク株式会社(以下「当社」という)は、当社の運営する通信販売サイト「ちたまるショッピング」(以下「ショッピングサイト」という)内において、出店者が出店・販売システム(以下「システム」という)を利用するにあたり、次の通りちたまるショッピング出店・販売システム利用規約(以下「本規約」という)を定めます。

第1条(目的)

本規約は、出店者がショッピングサイトに店舗を出店、商品を出品しサイト利用者に対して販売する際の当社と出店者の間の取り決めについて定める。

第2条(対象)

当社が出店者に提供するショッピングサイトの機能は次の通りとする。

- (1) ショッピングサイトに店舗を出店、商品を出品、紹介情報を入力し表示させる機能
- (2) サイト利用者に店舗情報、商品情報を紹介する機能
- (3) 商品を購入する際のクレジット決済機能
- (4) その他、上記に準ずる通信販売に必要な機能

第3条(出店)

1. ショッピングサイトに掲載希望する店舗は、出店申込フォームに必要事項を記載し、当社の承諾をもって可能とする。
2. 当社は出店申込に対して、次の各号を基準に申し込みを拒絶することができる。
 - (1) 虚偽の事実の記載があった場合
 - (2) 取り扱いを注意すべき商品の出品の可能性がある場合
 - (3) 当社の業務上、技術上著しく困難な状況が想定される場合

第4条(出品について)

1. 出店者が商品を出品するにあたり、次の各号を遵守するものとする。
 - (1) 出店者がシステムに入力し、当社により承認された商品を掲載する。
 - (2) 販売にあたり必要な免許・届出など必要な場合は、出店者にて確認し登録する。
 - (3) 販売にあたり数量・年齢など制限を設ける場合は、必ず記載する。
 - (4) 商品の送料については、出店者にて配送業者と契約し準備する。
2. 出店者は商品を出品するにあたり、次の各号を出品してはならない。
 - (1) 違法であるもの
 - (2) 犯罪行為などを誘発する恐れのあるもの
 - (3) 生命・身体に危険を及ぼす恐れのあるもの
 - (4) 射幸心をあおる恐れのあるもの
 - (5) 事実誤認を生じさせる恐れのあるもの又は虚偽の可能性のあるもの
 - (6) 他のショップ、利用者その他第三者の著作権、商標権、意匠権、プライバシーなどを侵害する恐れのあるもの
 - (7) その他、公序良俗に反するもの及び当社が不適当と判断したもの

第5条(出店者の義務)

1. 出店者は本規約を遵守し、利用者を欺いて、利用者の利益を害することはあってはならない。
2. 出店者はショッピングサイトの利用を通じて知りえた利用者にかかわる情報を商品の発送・問い合わせ対応以外の目的に使用してはならない。
3. 出店者は出品に際して、提供価格、送料、お届け手法等、正確にショッピングサイト内に記載し、利用者に錯誤を生じさせないよう注意を払った提供条件を明示しなければならない。
4. 出店者はショッピングサイト内において、販売活動を行うに際し商品販売の主体が出店者である旨を記載し、当社が関わっていると誤認される恐れのある表示は行ってはならない。

5. 出店者は販売商品に対して、利用者からの問合せ・クレームに誠意をもって対応すること。
6. 出店者は、ショッピングサイトの利用規約に従い、規約に定める期間内の返品・交換に対応しなければならない。なお、商品説明にあらかじめ記載がある場合はその限りでない。

第6条(運営者の義務)

当社は、ショッピングサイト運営にあたり出店者に対し、本規約で定める内容でのシステム利用に際し、支障の無いシステムの維持・管理を実施する。

第7条(出店利用料)

出店者は、出店するにあたり、その対価として別紙2に定める料率を商品の販売実績に応じて支払う。

第8条(清算)

当社は、ショッピングサイトでの販売費用について、当月の月末をもって締め、30日以内に清算する。

第9条(個人情報の取り扱い)

出店者はショッピングサイトを通じて知り得た利用者の個人情報は、別紙1に定める内容にて、適切に管理するものとする。

第10条(秘密保持)

1. 出店者及び当社は、ショッピングサイト・出店販売システム利用に際して、相手から開示を受けた秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。
2. 本状の効力は、契約終了後も有効とする。

第11条(退店)

出店者は退店を希望する場合は、退店の60日前までに当社に報告する。

第12条(規約の変更)

当社は自ら必要と判断した場合、出店者の同意を得ることなく随時本規約を追加、変更、削除することができる。

第13条(準拠法及び裁判管轄)

本規約は日本国法に準じて解釈し、当社及び出店者の本サービスに関する一切の紛争の第一審は半田地方裁判所とする。

第14条(協議)

本規約に定めのない事項について、当社および出店者は誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。

別紙1（個人情報の取り扱いについて）

知多メディアネットワーク株式会社(以下、当社という)の運営する「ちたまるショッピング」を利用するに際し、出店者は第 1 条にて定義する個人情報の取扱いについて下記の通り取り扱う。

第 1 条(個人情報)

個人情報とは、個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別できることとなるものを含む)であつて、当社がその取扱いを委託したものをいう。なお、媒体の如何及び公知の有無を問わない。

第 2 条(秘密保持)

出店者は、当社の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者に開示、提供又は漏えいあるいは自ら盗用してはならないものとする。但し、本件取引の再委託の場合については第 10 条の定めによるものとする。

- 2 当社は前号の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他当社の指定する書類の提出を出店者に求めることができるものとする。
- 3 出店者は、当社の事前の書面による承諾を得て第三者に個人情報を開示又は提供する場合、自己の責任において当該第三者に対し本書と同等の義務を課さなければならない。なお、当該第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改ざん及び漏えいなどの事件、事故(以下、事故等という)を発生させ、当社又は個人情報から識別される個人(以下、本人という)に損害を与えた場合、出店者はその損害を賠償しなければならない。

第 3 条(個人情報の使用)

出店者は、個人情報を商品の発送・問い合わせ対応に必要な範囲に限り使用することができるものとし、この範囲を超えて使用してはならないものとする。

第 4 条(複製・加工)

出店者は、個人情報を、本件取引遂行に必要な場合を除き、複製又は加工をしてはならない。

- 2 出店者は、前号により複製又は加工をした個人情報についても、本書上の個人情報として取扱わなければならない。

第 5 条(安全管理措置)

出店者は、個人情報を取扱うにあたって、事故等を防止する上で最も信頼性が高いと認められる安全管理措置を行わなければならない。

- 2 前号にて実施する安全管理措置のうち、当社が別途安全管理措置を指定する場合には、これを実施するものとする。
- 3 本件取引を遂行するために個人情報に接する必要がある自己の従業員その他本件取引遂行に従事する者(以下、従業者という)以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管・管理するものとし、又、自己の責任において個人情報に接する自己の従業者にも遵守させなければならない。

第 6 条(個人情報の取得)

出店者は、本件取引の遂行上、当社から指示がある場合を除き自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、出店者が個人情報の取得を要すると判断する場合には、当社に連絡のうえ当社の指示に従うものとする。

第 7 条(問合せ対応)

出店者は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに当社に連絡のうえ、指示に従わなければならない。

第 8 条(個人情報の廃棄・消去)

出店者は、当社の要求がある場合、又は本件取引が終了した場合、当社の指示に従い自己の責任と負担において個人情報を破棄若しくは消去しなければならない。当社が求めた場合には、破棄、消去の完了日、方法等を報告するものとする。

第 9 条(事故発生時の対応)

出店者は、個人情報に関する事故等の発生、又はそのおそれがあることを知った場合、直ちに当社にその旨を連絡し、当社の指示の下に、出店者の責任と負担においてその対応策を講じるものとする。

第 10 条(再委託の取扱い)

出店者は、当社の事前の書面による承諾なく、本件取引の全部又は一部を再委託先に委託してはならない。

2 当社は前号の承諾を求められた場合、必要に応じて再委託先との契約書案の写し、その他当社の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 出店者は、当社の事前の書面による承諾を得て再委託先に本件取引の全部又は一部の再委託を行う場合、自己の責任において再委託先に対し本書と同等の義務を課さなければならない。なお、再委託先が事故等を発生させ当社又は本人に損害を与えた場合には、出店者はその損害を賠償しなければならない。

第 11 条(監査)

出店者は、本件取引期間中、少なくとも 1 年に1回及び当社が求めた場合はいつでも、本書上の義務の遵守状況、並びに第 5 条 1 号及び 2 号にて実施する安全管理措置の実施状況を報告するものとする。

2 当社は、事前に通知の上で、出店者の施設等に立ち入り、本書上の義務の遵守状況を確認することができるものとする。

第 12 条(契約の遵守)

出店者が本書上の義務を遵守せず、当社がその旨を指摘したにもかかわらず、改善されない場合には、本件取引の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、当該解除により、当社に損害が生じた場合には、出店者は、本書に従い、その損害を賠償しなければならない。

第 13 条(損害賠償等)

出店者は事故等を発生させ当社又は本人に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

出店手数料について

項 目	料 率	備 考
出店手数料(料率)	販売価格の 20% (送料除く)	締日:毎月月末 基準日:商品発送日